

秋田地方最低賃金審議会

令和5年度第3回 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和5年10月10日（火） 14：55～17：52

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者 公 益 委 員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定に関する金額審議について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局から資料により全国の関係業種の答申状況の説明がなされた。
- (2) 第2回専門部会に引き続き、個別協議（公労会議、公使会議）を重ねた結果、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金について、39円引き上げて時間額を930円とすることで労使が合意。全会一致で結審したことから、審議会令第6条第5項を適用し、本専門部会の決議をもって秋田地方最低賃金審議会の決議とし、秋田労働局長に答申した。
- (3) 事務局から後日答申内容の記者発表を行い、他の特定最低賃金と同一日に統一して発効する予定である旨説明がなされた。